

棚倉町農業委員会委員の推薦・募集要項

1 募集人員 15人(定数)

2 任用期間 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分 棚倉町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農地の権利移動の許可及び農地転用等の審査業務
- (2) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出
- (3) 担い手への農地利用の集積・集約化
- (4) 耕作放棄地の発生防止・解消
- (5) 新規参入の促進
- (6) 地域計画に関する活動
- (7) 農地パトロール及び農地の利用状況調査
- (8) 農業者年金の加入促進
- (9) 定期的(毎月1回程度)な総会等への参加

5 報酬額

- (1) 会長 260,000円/年額
- (2) 会長職務代行者 240,000円/年額
- (3) 委員 230,000円/年額

6 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者
- (3) 棚倉町に住所を有しない者。ただし、町内に住所を有しない者でも町内において農業経営を行なっている者を除く。
- (4) 棚倉町議会議員、棚倉町監査委員、棚倉町教育委員会委員、棚倉町選挙管理委員会委員及び棚倉町固定資産評価審査委員会委員である者並びに棚倉町の職員である者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (6) 県知事及び町の農業委員会より違反転用等の行政指導を受けている者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入の上、棚倉町農業委員会事務局（棚倉町産業振興課内）までご提出ください。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（1）推薦及び応募様式

団体が推薦する場合又は個人（3人以上の農業者）が推薦する場合	第1号様式（棚倉町農業委員推薦届出書）
自ら応募する場合	第2号様式（棚倉町農業委員応募届出書）

（2）様式の入手方法

棚倉町農業委員会事務局（棚倉町産業振興課内）の窓口に備えるほか、棚倉町のホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月18日（水）まで（必着）

※ 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

9 選任方法及び結果の通知

提出された書類等をもとに、棚倉町農業委員会委員等候補者選考委員会が被推薦者及び応募者の評価及び選考を行い、町長は、その結果をもとに農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得た上で、農業委員を任命します。

結果につきましては、後日、推薦者及び応募者に文書にてお知らせします。

※ 評価及び選考方法として、書類審査のほかに面接を行う場合があります。

※ 選任にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、委員の過半数を認定農業者とし、同条第6項の規定により、利害関係を有しない者が含まれるように選定します。また、同条第7項の規定により、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう選定します。

10 書類の提出及び問合せ先

棚倉町農業委員会事務局（産業振興課内） 電話 0247-33-7883

11 その他

- （1）農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員は兼任することはできません。
- （2）法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、棚倉町のホームページで推薦を受けた方及び応募した方に関する情報を公開します。
- （3）必要に応じて追加の提出書類を求める場合や届出書の内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。